

環境影響評価技術審査会議事録

日時 平成21年3月27日(金)

午後2時から4時まで

場所 県行政庁舎4階 特別会議室

1 開 会 司会(大内副参事) (略)

2 あいさつ (安齋環境生活部次長) (略)

3 審議事項

(1)(仮称)富谷町成田二期北土地区画整理事業について

事務局説明(佐藤主査)(略)

質疑応答

【菊地会長】

質疑に入る前に規定に基づきまして参考人の方に出席していただいています。必要に応じて参考人の方にご回答していただくこともあるかと思しますので、事務局の方からご紹介いただきたいと思えます。

【事務局】

それでは参考人をご紹介します。

事業者であります、富谷町成田第二土地区画整理組合設立準備委員長迫本秀吉様です。

同組合設立準備委員会事務局吉田光徳様です。

【菊地会長】

それでは質疑に入りたいと思えます。

ただいま、我々の出した意見に対する回答について主なところを報告いただいたわけですが、委員の皆様からご意見またはご質問ありましたら、お願いいたします。

【由井委員】

結局199haについて25%程度緑地を残すとしてそれ以外のところは一枚板にするということとは変わらないということによろしいのですか。

【参考人】

今、一枚で計画しておりますけれども、企業の方がどういう方かはっきりした段階で準備書の前の段階で計画を練り直すことの可能性は十分あると思っております。

【由井委員】

ここの技術審査会で様々な危惧がなされたことを誘致企業に説明しながら誘致するということですか。

【参考人】

方法書に基づいて現場での調査をさせていただくことで企業誘致に対するスピードを速めたいということございまして、そのために調査だけはさせていただきますけども、準備書のほう

はもちろん技術審査会に諮問するわけですし、その前に企業誘致を決めなければ準備書の諮問はできないのだと私どもは認識しておりますので、企業誘致が決まった段階でご指導を受けとめながらプランをもう一度見直すことになると思います。ただ条件がそう変わらなければかなりこれに近いものでいくこともあり得るということでご理解いただきたいと思います。

【由井委員】

方針はわかりましたけれども、要望もぜひご理解いただきたいと思います。

【参考人】

わかりました。もちろん準備書が通らなければ仕事できませんので、準備書の前段階でよく検討したうえで、皆様のご意向に沿うように頑張るつもりであります。

【菊地会長】

なお、念押しみたいな形になると思いますが、概要の説明のところには、工程表では来年から工事に入るような工程表になっていますけれども、今の説明ですと工事は誘致企業が決まってからスタートするということですね。そうするとスケジュール的には今年度、若しくは来年度誘致企業が決まって企業との間の設計などの詰めもこの間に終わって工事をスタートするというそれまでは、現状は一切変更は加えないという理解でよろしいですか。

【参考人】

はい、細かい話になりますが、調査のために人は入ることになります。それと予備の調査においては文化財の調査も入ると聞いておりますので、そのための調査の作業も入るとことがあるかもしれませんが、あくまで民間の我々としましては、企業誘致が決まらなければ本着手はしない。あくまで調査ということでご理解していただければよろしいかと思ひますし、土地区画整理事業というのはやはり採算が合わなければ成立いたしません。企業誘致が決まらないにもかかわらず、先に造成したら大変なことになるケースがよく散見されていますので、企業誘致を今、全力をもってさせていただいているところでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

【菊地会長】

再三、緑地を残せないかという意見がありまして、それは誘致企業が決まってから企業と検討して進めていくというお答えになっていますよね。ということはその企業との話し合いによってはここに一枚盤というように設計図とはなっていますけれども、その中に残置緑地等が組み込まれていく可能性も残されているという理解でよろしいでしょうか。

【参考人】

ちょっとここは想像の域を出ないのですが、今のグローバル企業というのは非常に環境を大事にする企業と思ひていますので、当然中には木を植えるとか、そういう新たな緑地を創出することも含めて色々な意味で環境保護を理解していただける企業を誘致したいと考えておりますので、その誘致の仕方についてはその企業の独特のやり方があるのではないかと、建物の屋上にやられたり、壁にやられたりという方法もあると聞いていますし、いろいろな意味で企業の特徴のある形で今後努力していくつもりではおりますのでご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

【平吹委員】

実は前回欠席させていただいて皆様とは温度差があるかも知れませんが、2つほどあります

が、一つ目は、この方法書を拝見して古風で消極的というコメントもありますけれども、私の場合にはちょっと専門性といいますかマニュアルというものがあるわけですが、則ってない部分があるのではないかと、それから大変急いで作られたのではないかとそのような印象を受けまして、大変失礼なのですが第1点としてどのような専門家の方が具体的に方法書の中に関わっていらっしゃるって、これからの事業のアセスメントに取り組んでいこうとなされているのかというあたりをお聞かせいただきたいという風に思います。

【参考人】

すみません、どのような方というのは。

【平吹委員】

こちらのご回答の中にも専門家等という言葉がありますので。

【参考人】

その専門家等というのはこれから皆様先生方も含めて検討していくことだと思っておりますが、今現在この方法書を作る段階では環境の専門家であるブレック研究所さんというところをメインに進めさせていただいております。

【平吹委員】

ブレックさんですと大分いろいろな事業を手掛けていらっしゃるのですが、こういう方法書をお作りになるとはびっくりしております。今までに私は随分審査をさせていただいているのですが、言葉が悪いかも知れませんが手抜きだなという印象を受けましたので、お伝えさせていただきます。それからもう一つはこの事業としてやはり一枚の広い範囲を作ることがこの事業のメリットかと思えますけれども、お話を聞いているとそれも相手次第でどのようにでもしますというお言葉なのですが、企業を誘致するに当たっては一枚の広い面を作るとは絶対に譲らないということではないのでしょうか。

【参考人】

今、企業誘致、グローバルな企業という今のニーズではかなりの大きな面積をと言われる可能性は十分あるかと思って今回のような方法書にさせていただいておりますが、まだ企業が決まっておりません。可能性としては1社で全部行きたいくらいの世界的なグローバル企業を目指しているわけですが、2社になることもあるし、その点は正直言うと企業誘致この不景気で苦しんでいるのは実態で、いざ始まったら年内にすぐ操業という企業が多いという風に聞いておりますので、現実的にアセスをやって設計をして工事をしてというのは無理だという理解で説明しながらやっておりますが、その苦しい中で掛かるものは掛かるという日数とそれから説明しながら企業誘致をやっている最中でございます。私どもは企業のニーズの中でなるべく広い所をとるというニーズが多かったところを十分理解してこのような計画を作らせていただいております。

【菊地会長】

他にございますか。

現在想定している誘致企業等の条件に変更が出てきた場合には学識経験者等の助言を得て見直しを行うという回答がございしますが、これは具体的にはどういう風になるのか。つまり事業者内でそういう見直しが行われるのか、この委員会に出てくるのは次は準備書ということになりま

すので、変更した後の結果が出てくるという形になるわけですね。その前の段階の見直しというのはどういう手続きが行われるのか。

【参考人】

この方法書に対していわゆる調査のやり方とか調査の範囲を経験者の参考意見を頂いて修正させていただくということでそれが修正がきちっとしなければ、技術審査会の諮問が通らないと理解しておりますので、それを念頭において専門家の方のご意見を得てもし必要であれば調査を増やすなどということをやっていきたいという趣旨でございます。

【菊地会長】

そうやって出てきたものがこの方法書で我々が見たものとまるきり違ったものになってしまうのではないかとこのことを心配しているという話をこの前言ったのですけれども、その間には事務局が入るだろうと思いますけれども、そのあたりを誤解が生じないようなやり方を十分考えていただきたいと思います。

【西條委員】

造成工事は一枚板ということなのですが、以前指摘したことなのですが、一枚板ということになりますとかなり切土、盛土が多くなると思うのですが、地震被害に対して社会的にも非常に関心が高まっておりますし、宮城県の場合は高い確率で宮城県沖地震が想定されているわけですが、そのような中でこのような切土、盛土が大量に発生するような造成を計画されているわけなのですが、地震被害に対する対策ということでどのようなことをお考えなのかお聞かせいただきたいのですが。

【参考人】

造成に関する高度な技術の話になると思いますが、私の知っている範囲では盛土というのは地下水が高くなると流動化したり、地震で被害が大きくなるということですから、今の造成工事に当たっては盛土をする前の段階から緻密に排水を取る設備を施工した上で地下水が高くない状況にして、しかも転圧をしっかりとすることで、今の盛土技術というのは状況によっては今の地山よりもいいものができる場合もあるという風に考えております。開発許認可の段階で高盛土に対する対策は許認可申請をする時にきちっと図面化して提示するものだと理解しておりますので、大体のことは私の知っている範囲ではそういうものだと思っております。

【菊地会長】

他にはございませんか。

【由井委員】

準備書が出てきてからでないかと保全対策の中身が分からないと回避軽減等ができないわけですね。代償措置を取るためには、たぶん移植等が想定されるわけですし、調整池等を使っただけで済ませたいというのは確かなのですが、いずれ 25%の緑地に調整池は非常に狭いですから、全体の水系なり湿地なり重要な植生や動物相に対する影響は 200ha の 75%、150ha が一枚板になってしまえば、相当の影響が出ることは確かですね。そうしますとやはり、代償措置をどこかに 25%の緑地と調整池だけでなくそれ以外の場所にも設けなくてはとてではないが影響の低減にはならないと思います。例えば計画は今頓挫していますけれども、栃木県のホンダオート自動車のテストコース、これも 200ha の予定だったので、そこにはたくさんのオオタカや

サシバや水系の生物がおりまして、それらの代償措置としてテストコースから全く離れた場所を本田技研が責任をもって地域と協定して代償措置を行うということをやっておりました。ここでもどういものがどの程度出てくるかわかりませんが、現段階で専門家から見ればとても回避低減ではすまないと思いますので、代償措置としてどこか土地の手当てを考慮してもらえるかどうかをお聞きしたいと思います。

【参考人】

私も代償措置というのがある話だというのは理解しておりますが、今のところそういう計画はございません。できるだけこの地域でしっかりと良いものを作っていきたいと今の段階では考えております。ただ企業さんとの協議でどれくらい配慮をできるか、良い企業を入れることができれば十分良い計画ができるものだと思っております。代替は可能性は無いわけではないと思っておりますが、今のところはそのような企画はないということでございます。

【由井委員】

事業者がたくさん土地所有者の方を要した団体だと思っておりますが、周辺に関係する土地所有者あるいはメリットを受ける方がたくさんその組合に入っていると思っておりますのでそういう方と誘致した企業と一緒に代償措置を本気でやるという覚悟で最初からやっていたらいいのではないかとこれはもう大破壊以外の何物でもないと思っております。

【菊地会長】

様々ご意見出ましたけれども、厳しい意見も多いわけですが是非ご理解いただきたいと思っております。以上でよろしいでしょうか。それでは、どうもありがとうございました。これで質疑の時間を終わります。参考人の皆さんありがとうございました。

(参考人退室)

【菊地会長】

つづきまして、この審査会からの答申ですが、答申案につきましては、事務局の方で皆様からのご意見を整理していただきまして、原案を作成していただきました。これについて事務局の方からご説明をお願いします。

事務局説明(佐藤主査)(略)

【菊地会長】

ありがとうございました。この素案につきましては既にメールで我々の手元に届いておりまして、目を通していただいているとは思いますが、なお、これが最終となりますのでご意見等ございましたらお願いします。

【鈴木委員】

先ほどの議論を聞くまではこの案で良いと思っていたのですが、先ほどの委員の先生方の議論を聞きますと、例えば複数案の検討であるとか、代替案の検討というのを考慮に入れるというのが一般的な事項のどこかに、 にあたっては複数案を案出、検討すること、代替案についても云々とそのような文言を入れておくのも良いのではないかと思った次第であります。この後時間的な制約があるのであれば、具体的な訂正は会長にご一任ということになるかも知れ

ませんけれども、先ほどの議論はそのような流れだったと感じております。

【菊地会長】

何しろ、熟度の低い計画でございますから、実際に誘致企業が決まった時にどういうことが飛び出してくるかというのが非常に心配ではあるのですが、そういうときに対応できるような文言が一つここに入った方が良いのかなと思いました。具体的にどこに入れるかということについては、今何かありますか提案は。

【事務局】

全般的事項の(2)のあたりに入れられるかと思うのですけれども。

【菊地会長】

最も適切な方法とまた必要に応じて代替案などということ。

【鈴木委員】

私でしたら、「過程においては」の次に入れるでしょうかね。「複数案の案出あるいは適切な代替案の可能性の検討なども含め」でしょうね。

【菊地会長】

他にございますか。

【由井委員】

1の3番で先ほど私申し上げた、最後の行「環境保全措置は立地企業とともに検討すること」ということで代償措置も当然ここに入ると思うのですけれども、先ほどの宇都宮のホンダ技研の例ではそれを誘致したさくら市、そこも一緒に入っていたのです。そうしますと本件は富谷町でするので、富谷町は今回の方法書に意見はなかったのですか。

【事務局】

前回、説明させていただきました。

【由井委員】

ただ、やはり富谷町にすれば固定資産税が入りますし、当然メリットがありますから、やはり責務、国が国家計画を立てるのですが、生物多様性国家戦略はあれで代替措置だそうです。後はその法律の中に県と自治体まで立てるとということが望ましいということが書いてあります。そういうことから、最後は富谷町も立てなくてはいけないはずですが、まだ立ててはいないと思いますが、法律ができましたので、この3に「事業者と立地企業、富谷町とともに」と明記した方がいいと思います。絶対メリットがあるわけですから、その代償措置は取るべきだと、税金をもらって良かったではいけないと思います。それは後で会長と話をさせていただいて、もう一つは最後の2枚目、動物・植物・生態系の4の最初の行ですけれど、「動植物の重要な避難場所及び移動経路となっている」と、これはこの通りなのですが、重要な生息地そのものにもなっているわけですので、上の方には必ずしもそのことが直接には書いてないので、4の「野生動植物の重要な生息地、移動経路及び避難場所となっている」としていただけないでしょうか。

【菊地会長】

ありがとうございます。適切なお意見かと思しますのでこれも加えたいと思います。他にはありますか。それではよろしいでしょうか。今2つほどお二人の先生から修正案が提案されました。いずれも重要なご意見かと思しますので、これを答申案に反映させたいと思います。文言につい

ては示していただきましたので大体それに沿う形で手を加えるということでできそうな気がしますので、これについては私と事務局とでチェックしながら決めるということでお任せいただいでよろしいでしょうか。

では、そういう形で答申を完成させたいと思います。どうもありがとうございました。これで審議事項(仮称)富谷町成田二期北土地区画整理事業についての議事を終わらせていただきたいと思ひます。

【鈴木委員】

この議案について一言よろしいでしょうか。先ほどの議論から明らかになったのは、平吹先生からもあったように通常のアセスメントにはあるまじき水準の低い方法書が提出されてきてそれを拒否できない制度になっていることがわかったわけですけれども、そのときに是非、事務局の対応として我々が見て明らかに手抜きであると分かるものを門前で手抜きだと見抜く力をぜひ身につけていただきたい。事務局として提示された情報を見抜いて、あるいは提示された情報に付加価値を加えるように要求していくということを是非やっていただきたい。前回の審査会で申し上げたとおり、県には皆様の行政職の他に環境を専門とする職員もいらっしゃるわけですから、そういった方たちの力を使う、あるいは、例えば我々から出たコメントも事務局としても吟味していただいて、先ほど話し言葉としてら抜きというのはあり得てもこういうフォーマルな委員会の資料として逃げれるというような、ら抜き言葉は入れたくなかったと思うのです。事務局が我々のコメントをどこまで消化して、付加価値をきちんと資料としてまとめているか、という一つだったと思ひます。是非、オール宮城県の県庁職員の力を結集して、少しでも産業が振興しながら環境も守っていく体制作りをしていただきたいと改めて思ひました。

【菊地会長】

ありがとうございました。それでは次に報告事項の方に行きたいと思ひます。

報告事項

(1) 宮城県環境影響評価マニュアルの改訂について

事務局説明(高橋主任)略

質疑応答

【菊地会長】

何か、質問等ありますでしょうか。

【松山委員】

直接関係はないかも知れませんが、先ほどの里山の開発も含めてですけれども、例えばあれだけの200haを開発すると200haの持っているポテンシャルといいますか、もっと言葉を変えて言うと炭素固定量が年間どれくらいなのかと、その開発行為でそれがどれだけ無くなるというようなそういうアセスメントもどこかにありましたでしょうかというのが気になりました。生物多様性も200haでそれを維持しなければいけないのですけれども、元々持っている空間の炭素固定量が年間どれくらいあるのかというのがあって、そこを開発するとどれだけ減っていくのかという、そういうアセスの中身、マニュアルというのはあったのでしょうか。

【事務局】

現在確認している中では、具体化されているこれといったものは確かめられている状況ではございませんが、もしかすると具体的に提唱されているものはあるかとも思います。ただ関連するものとしてライフサイクルアセスメント的な手法というところでCO2で計算されているところが多いと思うのですが、それからもう少し炭素として計算しているものがあるかも知れません。

【松山副会長】

実は佐藤さんにそういうことを聞きました。日本国のガスインベントリの報告書が出ていてその農業関係のものを見てみると大体概算で出る枠が出来てるようなのですね。それで専門家に聞きましたら大体は出せるというお話でしたので、生物多様性を維持することも大切なのですが、そういう元々あった空間のポテンシャルについてどこかで入れておかななくてはいけないのではないか、今の議論とかみ合わないかも知れませんが、そのような感じがしておりました。

【菊地課長】

これはマニュアルの改訂とは別の問題ですが、私もこれ何度も言っていますが、宮城県土のベースとなるようなデータは県が責任を持って整えるべきだろうと、それについてもバックグラウンドというのは県がきちんと作るべきだろうと、それを業者任せにしているのは問題であろうということは何度も言っております。炭素固定量もそうですし、自然環境指数のようなベースとなるようなデータは県の責任でやるべきであろうと、何年かかっても長期計画等々でやるべきと申し上げたことはありました。その流れの一つに今の松山先生の話は入ってくるのではないかと思います。このマニュアルについて他に何かありますでしょうか。

これはホームページに載せるのですか。

【事務局】

完成しましたらホームページの方に全内容を載せたいと思います。それで早く完成させて運用を速めて積極的に事業者の指導などに使っていきたいと考えております。

【菊地会長】

ということはこれまでのマニュアルもすべて同じ形で。

【事務局】

過去の古いものについては、データ上の問題がございまして、最近作っているものについては完全にホームページの方で取れるようにしております。これからも来年、再来年で改訂していくのですが、出したらすぐホームページの方で取れるようにしたいと思います。

【菊地会長】

よろしいでしょうか。それでは報告事項の一番を終了したいと思います。

(2)「新たな開発及び事業活動のための環境配慮指針(仮称)」について

事務局説明(大倉班長)略

質疑応答

【菊地会長】

この指針は新しく作るものですね。

【事務局】

はい。新しく作る予定でございます。

【菊地会長】

何かご意見等ございますでしょうか。

【鈴木委員】

総論と各論と2つあるのですけれども、まず、各論の方から言いますと、別表1と2をもう少しきちんと、特に環境配慮事項、一番最後のところなのですけれども、別表1と2と何が違うかという、別表2の方は稼働時にどうするかということを書くということですが、例えばなのですが、下から3分の一くらいの大気環境の保全の項目の3つ目の稼働時を考えると排出ガス対策型建設機械の使用と書いてあります。建設機械に限らず、一般的にこの配慮が必要と思うのです。別表1の表現がそのまま転記されているだけになっている。特に騒音のところですが、ここの下から2つ目の地域における生活環境の保全の項目の2番目の施設の建設及び稼働時と書いてありますが、全部建設時のことしか書いていない、稼働した時どうかというのが一切入っていないので、もう一度別表1と別表2を見比べて、別表2は特に経常的に動いている状況で、私は自分の専門のところでは気がついたところを申し上げましたけれども他にもあるかもしれません。

もう一つは全体的なところで気になったのが、より良い地域環境を創造するというのが非常に誤解を生みやすい、自然環境に対して不遜な態度ではないかと思えます。環境アセスメントで環境影響評価と日本語で訳しているのは、人間の文明活動つまり地域開発をしたことによって環境が良くなるはずなど無いと思うのです。生活の便益は向上しても必ず自然環境は損なわれると思うのです。自然に対する畏怖の念というのが無いといけません。それから環境影響を少しでも低減し、環境の棄損を少しでも和らげるという姿勢が基本に無い文章だと、例えばクリーンなガソリンという表現が一時期はやりましたけれども、そのようなものはあり得ませんね。ガソリンは燃やせば必ず環境は棄損するわけです。それと同じ臭いを、この前文、この基本的な文章を何のために作ったのかということに非常に気になりました。そこは是非、産業を興して生活の便益を増やして経済を盛り上げるというのは非常に重要だと思います。しかし、そのためにより良い環境が想像されるということはありませんので、そこはきちんと区別して、そのために環境は損なわれる、でもそれをなるべく回避したり低減したり、最悪代償措置をとる、それをより良く考えていきましょうという指針だということがわかると良いと思います。もっと中身はやはり戦略的環境アセスをどうするかということ、今日の最初の審議の課題とも関連して、こうした環境配慮指針とも併せて、これから富県宮城を目指していく、どんどん産業振興をしていく中でやはり、それだからこそ戦略的環境アセスが重要になるのではないかとこのように思います。

【菊地会長】

ありがとうございました。他に何か。

【西條委員】

一つ要望なのですけれども、別表1の自然環境の保全の目的で多様な野生生物種の保護、生態系の保全とありますが、ここには是非、非生物的な自然というものを組み込んでいただけたらと思います。具体的には地形地質あるいは水といったことになるかと思うのですが、生態系というのは生物だけで構成されているわけではなくて、生物の生存の基盤となっている非生物的なセット

で生態系だと思しますので、ここで生態系の保全という言葉が使われていますから、この生態系という言葉に含んでいるという理解もできるかもしれませんが、非生物的な自然も含めて保全するという観点で謳っていただければと思います。

【平吹委員】

20ha以上の開発に対しては具体的に二つの開発に関わる、それから稼働に関わる、それぞれで対応していくという姿勢についてはなるほどという感じはしております。それで、これを実際に具現化していくには2つ心配事があるのですが、一つは企業にとってこれはメリットだともっともっと示すような必要があるということで、事業者の取り組みを支援するとしておりますけれども、これを例えば認証するとか、あるいはサポートする、行政として褒めてあげるという取り組みがもう一つ必要かと感じます。

それから、指針を具体化して回していくためには、先ほど由井先生からもありましたけれども、具体的な所在する市町村との連携といいいますか、市町村が主体的に企業としての取り組みを進めてもらわなければいけない、それを進めるのが県の役割ではないかと思えます。具体的にもっと現場と、人員や部局というものを具体的に見せていただかないとなかなかこれが動くということが担保できないかと思えます。

【事務局】

委員の先生方には非常に貴重な意見ありがとうございます。

ただいまの、平吹先生のご意見について、我々の考え方、意気込みをご説明させていただきますが、まさしく先生おっしゃったとおり今までにない視点で、宮城県が率先してやりたいというのが一つございました。それは今企業のCSRに代表される動きの中で、もっと行政として取り入れていきたい、その企業の意欲を行政の中でいかに取り入れていくかというのが今回の指針のテーマと考えております。その辺のつきまして今回、関係部局としまして産業経済部のほうも当然巻き込んでおりますので、そちらのほうもむしろ率先してやりたいと思っているはずですので、そちらの方とうまく連携してやっていきたいと思えます。それから市町村との連携も今後関係部局と詰めていく予定でございますけれども、現在環境生活部の中の動きといたしまして、黒川圏内でそのような市町村との連携を強化して、企業の環境保全の動きを引き出していこうと、そのような動きもございますので、来年度少しづつ具体化していくと思えますのでうまく調整を図って進めていきたいと思えます。

【菊地会長】

ぜひ、新しい取り組みということで期待していきたいと思うのですが、一つだけ私から、3ページの概念図がどうもわかりにくい、もうちょっと表現なり、何が書いてあるのか良くわかりにくいのでここを工夫された方が良いのではないかと思います。

【由井委員】

今の会長のご質問と同じですが、指針があってそれをいろいろな協定に盛り込むというのはわかるのですが、自然環境保全協定とか環境配慮協定とそれから今ある公害防止協定を変えて環境配慮協定を作り、市町村の環境保全協定とどう調整するかとその全体のフローがちょっと分かりにくいので、私たちはこれに関して審議する時間というのはないのかもしれませんが、一般県民が見てわかりにくいですね。

それから一つだけ具体的な例でお聞きしたいのですが、福島県には風力発電に関するアセス条例があります。宮城県には無いのですが、将来風力発電を増強する場合にこの環境配慮指針は20ha以上の土地であれば締結することが望ましいとなるかもしれませんが、風力発電も入るのでしょうか、入らないのでしょうか。

【事務局】

今のところ、具体的に風力発電そのものをアセスの対象にすべきかどうかというところまでまだ議論はしておりませんので、その辺はある程度話が上がってきたら当然検討していかねばいけないと思っております。指針についても来年度これから詰めていくわけですが、最近にわかには普及しつつある風力発電などについても検討していく必要があると思います。

【由井委員】

ということは20ha以上だけれども、具体的業種は4ページの環境影響評価の産業の施設の中にも入ってますが、実際には20ha以上であっても風力が入るかどうかはまだ決まっていないということですか。

【事務局】

この4ページ目の下の方の枠の中に電気ガス供給業という表現がございますが、確かこの電気の中に風力発電は想定してなかったと思います。

【由井委員】

この指針が20ha以上であれば何でも入るかということなのですか。それも決まっていないのですか。

【事務局】

ここは、参考として示しているように今のところ考えている工場事業場の定義でございますので、今の時代に即したといえますが、その辺は詰めていく必要があると思います。

【斉藤委員】

私の大学でも同じようなことに取り組んでおりまして大変興味深く聞いていたのですが、この環境配慮事項に関しては、報告というのがなされてそれを公表していくことで取り組み支援していくということですが、その報告に当たってはセミナーを何回開きましたとかそういう程度の報告が求められているのか、例えば数値ということで二酸化炭素の排出量に換算するとかどうかあるいはごみの排出量がどうか数値をきちんと示していくと努力しなくてはいけないので毎年大変なことになっていくわけですが、実際にはそういうようにやっていかなくてはいけないだろうということで、今大学の方でもどういう形を出していくかということで話をしているところなのですが、やっぱり努力目標的なものではなくて数字ということになればかなり真剣に取り組まざるを得ないと思うのですがその辺をもう少し説明いただけますか。

【事務局】

今の段階ではまだ報告はさせようという考えではございますが、今後企業のCSRなども勉強しながら、どういう形で報告を求めるのが良いのかこれから詰めていきたいと思っております。

【菊地会長】

他にありませんでしょうか。

他になれば報告の2番は終了させていただきます。

(3) その他

【菊地会長】

それでは、報告事項の3ということになりますが事務局から何か。

【事務局】

事務局から連絡事項が2点ございます。

1つ目は次年度の委員報酬の振込口座の確認についてでございます。

毎年、年度当初に口座振替依頼書をご提出していただくこととなっております。後日郵送により様式等を送付させていただきますので、お手数ではございますがご提出願います。

2つ目は次回の開催予定でございます。

現在のところ、審議予定の案件はございませんので、新たな案件が出てきた段階で、改めてご連絡させていただきます。よろしくお願いたします。事務局からの連絡事項は以上です。

【高橋課長】

一点だけ、事務的な連絡でございますが、これまで技術審査会につきましては、環境政策課で行ってまいりました。今回県庁内の組織の見直しがございます、環境政策課で新規の業務が入ってくるということもございまして、全体の見直しの結果、公害質のデータ活用という観点から環境対策課というところで事務局を持つということになっておりまして、4月から環境対策課の方に事務局が移管されますので、班の名前としては環境影響評価班という名前は変わりませんが、環境対策課という課で事務取り扱いをすることとなりますので引き続きよろしくご支援方願いしたいと思います。

【鈴木委員】

それは将来戦略的アセスをやっていくときに障害にはならないのですか、つまり政策に密接に関係することを考えていくときに現状の対策を主管とする課、場合によっては役所の体質を考えると大きな障害になったりはしないかと危惧するのですが。

【高橋課長】

今現在、環境対策課といいましても、名前が対策ではございますが、大気とかそういった問題については将来的なことも考える仕事をしているところでございますので、政策立案機能もあるという前提での対策課でございますのでご心配には及ばないと考えております。

【安齋次長】

今は環境対策、環境政策という2つの課に分かれているわけなのですが、ある時点では環境管理課という一つの課になっていた時もありますし、組織はその時その時で揺れ動くものですので今の段階で固定して考えるということは必要ないと思います。

【菊地会長】

よろしいでしょうか。それでは、今日の議事はすべてこれで終了します。

【司会】

どうも、菊地会長様大変お疲れ様でした、また、委員の先生方も長時間に渡り大変ありがとうございました。以上を持ちまして本日の技術審査会を閉会といたします。ありがとうございました。